

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

① 現状

1) 地域の災害リスク

<泉佐野市>

(洪水)

大阪府の洪水リスク表示図によると、一部の地域においては床上浸水程度 0.5m以上から 5.0m未満の浸水が予想されている。

(土砂災害)

本市にある土砂災害警戒区域等は、以下のとおりである。

	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	71 箇所	65 箇所
土石流	31 箇所	20 箇所
地滑り	1 箇所	0 箇所

(地震)

泉佐野市域に甚大な被害を及ぼすことが想定される地震は、中央構造線断層帯地震と南海トラフ地震である。中央構造線断層帯地震では、市域において震度 5 強から震度 7 の揺れが想定されるなど、極めて強い揺れにより、多くの建物に被害が生じる。一方、南海トラフ地震では、市域全域で震度 6 弱の揺れが予想され、一部の地域において最大津波水位 3.8m、津波到達時間 81 分と想定されている。【出典：大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書・南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料（大阪府）】

(その他)

平成 30 年台風第 21 号のように大型の台風が大阪湾を通過した場合などは、臨海部を中心に高潮浸水が想定されるほか、暴風により送電施設への被害が発生し、長期間の停電が発生する恐れがある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が、免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(参考資料)

(大阪府自然災害総合防災対策検討報告書)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/84912/02.pdf>

(南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料)

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/keikaku_higaisoutei/bukai.html

(大阪府洪水リスク表示図)

<http://www.river.pref.osaka.jp/>

(泉佐野市 地域防災計画)

<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kyoudou/kikikanri/menu/bou/torikumi/bousaieikaku.htm>

1

(泉佐野市 ハザードマップ)

<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kyoudou/kikikanri/menu/bou/higaisukunaku/gaido.html>

<田尻町>

(洪水)

大阪府の洪水リスク表示図によると、一部の地域においては床上浸水程度 0.5m以上から 3.0m以上の浸水が予想されている。

(土砂災害)

田尻町のハザードマップにおいて、嘉祥寺地区の一部(船岡山・尾張池付近)に土砂災害警戒区域1箇所を指定している。

(地震)

田尻町地域防災計画において、町域に影響のある主な地震として、中央構造線帯地震(6弱～6強)、南海トラフ巨大地震(震度5強～6弱)、上町断層帯地震B(震度5強～6弱)の地震を想定している。

(その他)

田尻町のハザードマップにおいて、「最大クラスの津波」として約 3.3m(最大津波水位)が約 80分 で到達すると想定している。

また、大阪府が作成した高潮浸水想定区域図によると、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が海岸や河川から発生した場合に、0.5m～5mの浸水を想定している。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が、免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(参考資料)

<田尻町総合防災マップ>

<https://www.town.tajiri.osaka.jp/kakukanojoho/somubu/anzenanshimmachizukurisuishinkyoku/hazardmaphinan/4409.html>

<田尻町WEB版ハザードマップ>

<https://www.town.tajiri.osaka.jp/section/hazardmap/>

<田尻町地域防災計画>

<https://www.town.tajiri.osaka.jp/material/files/group/2/2024.pdf>

2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 4,983 者 (令和3年経済センサス)
- ・ 小規模事業者数 3,134 者 (令和3年経済センサス)

3) これまでの取組

< 泉佐野市の取組 >

- ・ 泉佐野市地域防災計画の策定
- ・ 泉佐野市業務継続計画の策定
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 自主防災組織の育成
- ・ 地域防災支援員研修の実施
- ・ 泉佐野市大防災訓練の実施
- ・ 草の根訓練の実施
- ・ 防災士フォローアップの実施
- ・ ハザードマップの更新・配布
- ・ 平成30年の台風21号に係る融資に対する利子補給・保証料補助の実施
- ・ 泉佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

< 田尻町の取組 >

- ・ 田尻町地域防災計画の策定
- ・ 田尻町業務継続計画の策定
- ・ 防災訓練 (安否確認・避難訓練) の実施
- ・ 緊急備蓄物資及び資機材の整備
- ・ 防災行政無線放送機器の更新及び防災情報サービスの実施
- ・ 自主防災組織リーダー育成研修会や防災士育成研修会の実施
- ・ ハザードマップの作成・配布
- ・ 津波避難ビル等の避難施設の拡充
- ・ 災害復興に係る融資に対する利子補給の実施
- ・ 田尻町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

< 泉佐野商工会議所の取組 >

- ・ 事業者BCP普及啓発セミナーの開催
- ・ 事業者BCP策定ワークショップの開催
- ・ 大阪府商工会議所連合会において大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決めの策定
- ・ 事業継続力強化計画策定セミナー&個別相談会の開催
- ・ 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口の開設
- ・ 事業者BCPに関する国等の施策の周知

② 課題

- ・ 周知活動を通して体感する管内事業所内のBCPに対する認知度の低さ。
- ・ BCPの普及啓発は行っているもののBCP策定に至る事業者が少ないことから、より多くの事業者が策定できるように取り組む必要がある。

③ 目標

◎実施期間中における事業者BCP策定支援事業者数の目標：計100事業者

令和8年度：20事業者(泉佐野市17事業者・田尻町3事業者)
令和9年度：20事業者(泉佐野市17事業者・田尻町3事業者)
令和10年度：20事業者(泉佐野市17事業者・田尻町3事業者)
令和11年度：20事業者(泉佐野市17事業者・田尻町3事業者)
令和12年度：20事業者(泉佐野市17事業者・田尻町3事業者)

◎自然災害や感染症、情報セキュリティ等に関するリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する事業者数の目標は計10,000事業者

令和8年度：2,000事業者(泉佐野市1,800事業者・田尻町200事業者)
令和9年度：2,000事業者(泉佐野市1,800事業者・田尻町200事業者)
令和10年度：2,000事業者(泉佐野市1,800事業者・田尻町200事業者)
令和11年度：2,000事業者(泉佐野市1,800事業者・田尻町200事業者)
令和12年度：2,000事業者(泉佐野市1,800事業者・田尻町200事業者)

- ・発災時における連絡を円滑に行うため、泉佐野商工会議所と泉佐野市・田尻町との間における災害情報報告ルートを維持し、必要に応じて改善する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から維持し、必要に応じて改善する。

③ その他

泉佐野商工会議所の事業継続計画の有無：有

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・泉佐野商工会議所と泉佐野市・田尻町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 事前の対策

a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業所BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

b) 小規模事業者に対する事業者BCP策定支援

- ・府が提供する簡易版BCP様式による策定支援
- ・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援
- ・連携する東京海上日動火災保険株式会社の協力を得て、同社が提供する簡易版BCP様式での策定支援

c) 地区内事業者に対する事業者BCP策定・取り組み状況の把握

- ・企業巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者BCP策定、取り組み状況を確認する。

d) 当該計画に係る訓練の実施

- ・大阪府・市町村合同で実施する「地震津波対策訓練」に参加することで、泉佐野市と田尻町と泉佐野商工会議所との連絡ルートの確認等を行う。（その他の訓練は必要に応じて実施する。）

e) 商工会議所自身の事業継続計画の策定

- ・策定済み。

f) 関係団体等の連携

- ・連携する東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

g) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・泉佐野市&田尻町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会議所、泉佐野市、田尻町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。（年1回）

2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることを前提とし、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

a) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 24 時間以内に職員の安否や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を泉佐野商工会議所と泉佐野市・田尻町で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、泉佐野市及び田尻町における感染症対策本部設置に基づき泉佐野商工会議所による感染症対策を行う。

b) 応急対策の方針決定

- ・被害状況や被害規模に応じ、泉佐野商工会議所と泉佐野市、田尻町との間で応急対策の方針を決める。
（豪雨等における例）職員自身の目視で命の危機を感じる場合は出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

c)次頁「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・本計画により泉佐野商工会議所と泉佐野市、田尻町は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発生後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	2日に1回共有する
2週間～1ヶ月	3日に1回共有する
1ヶ月以降	必要に応じて随時共有する

- ・泉佐野市及び田尻町でとりまとめた「泉佐野市及び田尻町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うと共に、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

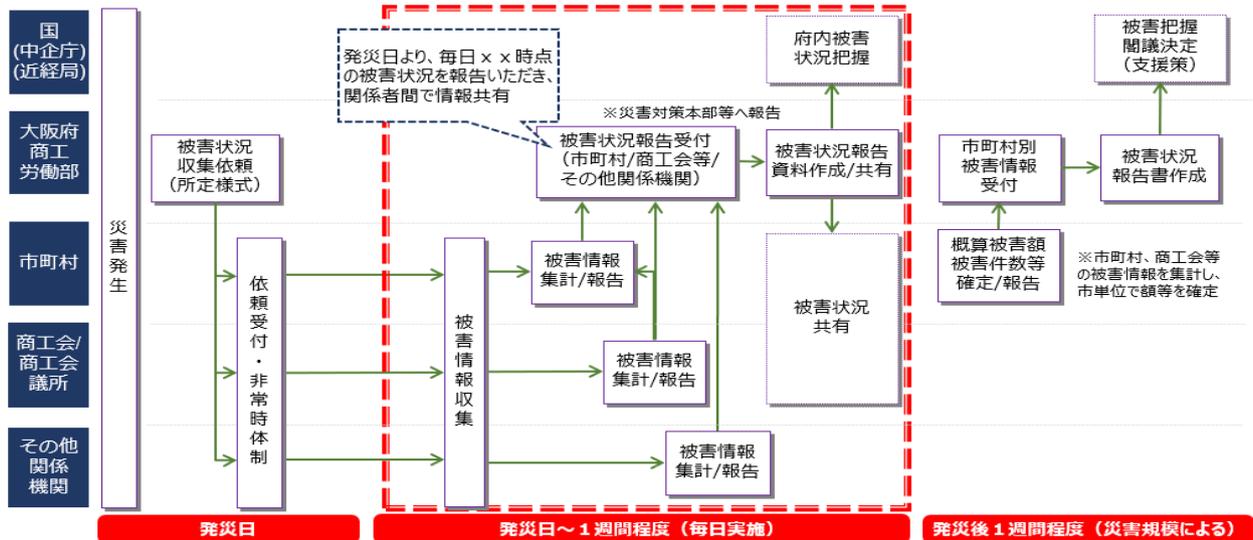
3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・泉佐野市・田尻町・泉佐野商工会議所は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法は、大阪府の指定するもので行う。
- ・泉佐野市・田尻町・泉佐野商工会議所が共有した情報を、大阪府の指定する方法にて、泉佐野商工会議所又は泉佐野市・田尻町より大阪府へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、泉佐野商工会議所と泉佐野市、田尻町が共有した情報を大阪府の指定する方法にて泉佐野商工会議所又は泉佐野市、田尻町より大阪府へ報告する。

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報を入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。）



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・泉佐野市・田尻町・泉佐野商工会議所は、地区内小規模事業者の災害被害の状況を踏まえて、必要に応じて相談窓口を安全性が確認された場所において設置する。また国の依頼を受けた場合は、国が定める特別相談窓口を設置する。
- ・泉佐野商工会議所及び泉佐野市・田尻町は、地区内小規模事業者等に対し応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、泉佐野市・田尻町の施策）を、ホームページ等を利用して周知し、地区内小規模事業者の被害状況の確認も行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

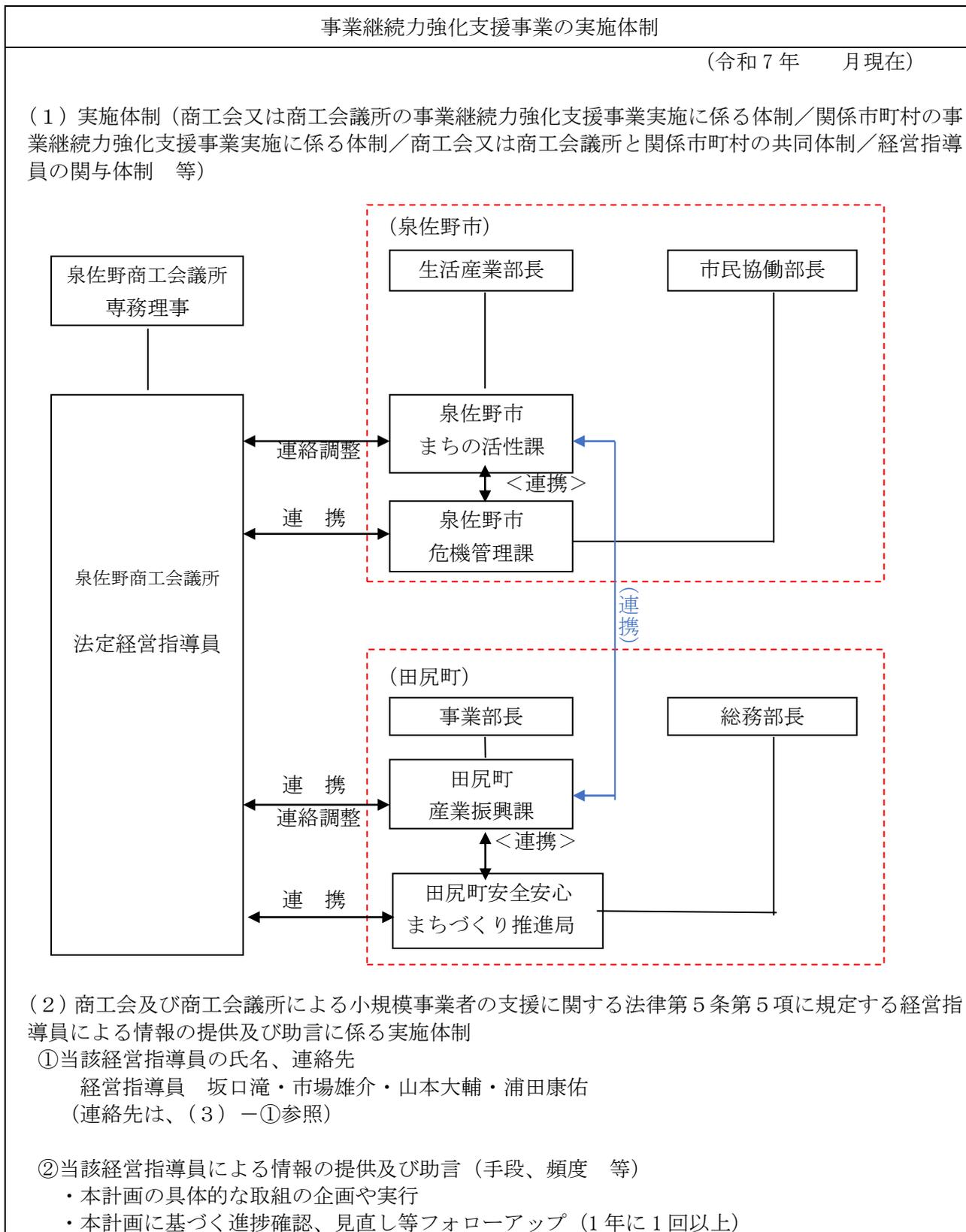
- ・国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大阪府等に相談し、また大阪府商工会議所連合会との「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」に基づき応援派遣依頼等を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

◎泉佐野商工会議所 中小企業相談所

〒598-0006 泉佐野市市場西3丁目2番34号

TEL : 072-462-3128 FAX : 072-463-8780

E-mail : info@izumisano-cci.or.jp

②関係市町村

◎泉佐野市 生活産業部 まちの活性課

〒598-0007 泉佐野市上町3-11-48

TEL : 072-469-3131 FAX : 072-463-1827

E-mail : kankou@city.izumisano.lg.jp

◎泉佐野市 市民協働部 危機管理課

〒598-8550 泉佐野市市場東1-1-1

TEL : 072-463-1212 FAX : 072-464-9314

E-mail : bousai@city.izumisano.lg.jp

◎田尻町 事業部 産業振興課

〒598-8588 泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1

TEL : 072-466-5008 FAX : 072-466-5025

E-mail : sanshin@town.tajiri.osaka.jp

◎田尻町 総務部 安全安心まちづくり推進局

〒598-8588 泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1

TEL : 072-466-5009 FAX : 072-466-5025

E-mail : kikikanri@town.tajiri.osaka.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【泉佐野商工会議所】

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
セミナー開催費	100	100	100	100	100
専門家派遣費	100	100	100	100	100
広報費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・大阪府補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【泉佐野市】

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	50	50	50	50	50
セミナー開催補助	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
自主財源

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【田尻町】

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	20	20	20	20	20
セミナー開催補助	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
自主財源

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長 城田 宏明 岸和田支社 支社長 大西 羽矢太 本社 〒100-8050 東京都千代田区丸の内1丁目2番1号 岸和田支社 〒596-0053 岸和田市沼町35番地22号 TEL : 072-439-3751 (直通)
連携して実施する事業の内容
①BCPセミナーやワークショップセミナーの開催 小規模事業者に対する災害リスクの周知やセミナーの開催を通じてBCP策定の重要性等の周知・普及促進を図る。 ②BCP作成支援や支援した事業者のBCP取組状況に応じてフォローアップ ③自然災害に関わる損害保険の見直し及び紹介 ④コロナ等感染症対策としての「社員を感染させないための対策」や「社内での感染を拡大させないための対策」等についての周知。 ・
連携して事業を実施する者の役割
①泉佐野商工会議所・泉佐野市・田尻町が主催する「BCP策定セミナー」への講師派遣 ・BCP策定に関する専門的知識を有し、数多くの小規模事業者への講演実績があり、当所・当市でのセミナーにおいても、BCPに関心のある小規模事業者へ策定へのアプローチをかけることが可能となる。 ②地域の実情を鑑みて、最適な損害保険の加入促進
連携体制図等
<pre> graph TD A((泉佐野商工会議所 泉佐野市 田尻町)) -- 講師依頼 --> B((東京海上 日動火災保 険株式会社)) B -- 策定アドバイス --> A A -- セミナー開催 策定支援 --> C((小規模 事業者)) B -- セミナーでの講義、訪問等で当 社が保有するBCP様式により 支援 必要に応じ当会と策定支援 --> C </pre>